

認可保育園の利用手続き等には個人番号の記載が必要です

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、認可保育園の利用手続き等の際は、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

◎個人番号（マイナンバー）が記載された書類を提出する際の「本人確認」について

個人番号が記載された書類を提出する際には、第三者による「なりすまし」などを防止するため、法律に基づき、「本人確認（番号確認と身元確認）」の両方をさせていただきます。

①番号確認については以下のいずれかで確認を行います。

●「個人番号カード」



個人番号カードについては、一枚で番号確認と本人確認が可能です。

●「通知カード」



●個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

②身元確認については、A に記載のあるものから1つ、またはB に記載のあるものを2つで確認を行います。

A. 1つで確認可能なもの（顔写真表示の公的証明書）	
・個人番号カード	・戦傷病者手帳
・運転免許証	・在留カード
・パスポート（旅券）	・特別永住者証明書
・身体障害者手帳	・顔写真表示の住民基本台帳カード
・精神障害者保健福祉手帳	・顔写真表示のその他身分証明書（学生証、社員証等）
・療育手帳（愛の手帳）	・顔写真表示の資格証明書等（税理士証票、船員手帳等）
	等

B. 2つで確認可能なもの(顔写真表示なしの身分証明書)	
<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・住民票の写し ・児童扶養手当証書 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当証書 ・金融機関のキャッシュカード ・公的機関が発行した証明書等(生活保護受給者証 等)

等

◎代理人による手続きについて

保護者以外の方が申請をする場合は、代理権確認書類、身元確認書類、申請者の番号確認書類の3つが必要となります。

●代理権確認書類

法定代理人の場合…戸籍妙本、戸籍謄本、登記事項証明書等から1つ

任意代理人の場合…委任状

*法定代理人とは、成年後見人や親権者など。

●身元確認書類

上記②に記載している代理人の身元確認書類 A から1つまたは B から2つ

●本人の番号確認書類

本人の通知カード(写し)、本人の個人番号カード(カード裏面・写し)、本人の個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書(写し)

◎郵送での手続きについて

郵送により書類等を提出される場合は、身元確認・番号確認書類(写し)を送付してください。個人番号の安全な管理のために追跡可能な書留郵便等を推奨します。

◎ご不明な点は下記の連絡先までお問い合わせください



連絡先

豊島区 保育課 入園第1・第2グループ
 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
 電話番号 03-3981-2140(直通)
 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
 受付場所 豊島区役所4階